

注 意 事 項

1. 備品の借用は、最大1週間までとすること。
2. 借用申請書の使用目的と異なる目的で備品を使用しないこと。
3. 万が一、備品を破損、紛失してしまった場合には、原則として借用者において弁償又は修復をしなければならないため社会福祉法人沼津市社会福祉協議会に報告すること。

社会福祉法人沼津市社会福祉協議会会長